

岸和田市工事請負契約書第24条第1項の運用基準（案）

工事請負契約書第24条において、人件費や物価等の著しい変動による「予期することのできない特別な事情により、工期内に請負代金額が著しく不相当となったことによる請負代金額の変更」を受注者と協議のうえ行うことが可能となっている。その運用にかかる基準（案）について、以下に定めるものとする。

なお、平成20年10月1日付け「単品スライド条項の運用基準について」は、本運用基準（案）適用日をもって廃止する。

賃金又は物価等の変動に基づく請負金額の変更については、3種類のスライドがあり各スライドの違いについては表に示すとおりである。岸和田市においては3種類のスライドを第24条第1項で運用する。

全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い（国土交通省の事例による）

項目		岸和田市工事請負契約書第24条第1項		
		全体スライド （国土交通省契約書第25条第1項から第4項）に相当	単品スライド （国土交通省契約書第25条第5項）に相当	インフレスライド （国土交通省契約書第25条第6項）に相当
適用対象 工事		工期が12カ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 （運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事 （国土交通省通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月を経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）	国土交通省通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の1.0% （国土交通省契約書第29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。）

	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (国土交通省通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)
--	-------	--	--	---

※表中、「国土交通省通達」とは、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け、国地契第57号ほか)」をいう。

次頁以降に、各スライドに対する運用基準(案)と様式を示すものとする。

第Ⅰ章	全体スライド	・・・	P.3～7
第Ⅱ章	単品スライド	・・・	P.8～10
第Ⅲ章	インフレスライド	・・・	P.11～14
様式集	全体スライド・インフレスライド	・・・	P.15～23
	単品スライド	・・・	P.24～28

第I章 全体スライド

1 全体スライド対象工事

- (1) 工期が12ヶ月を超える工事であること。
- (2) 残工期が基準日から2月以上あること。
- (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。（賃金水準、物価水準の変動後単価の基準となる日）
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12ヶ月経過後に書面により行うこととする。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、Z：市設計金額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$

S_減：減額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：市設計金額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛りの変更については考慮するものではない。
- (5) スライド協議の請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表等に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (7) その他、各工事における出来形数量の確認方法については、必要に応じて、平成25年9月国土交通省の「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に基づき、受発注者間で協議すること。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

(1) 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している

物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

(2) 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

ただし、追加工事等の現場増額分については、適時に契約変更を行うこと。

8 インフレスライド及び単品スライドの併用

(1) インフレスライドに基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12ヶ月経過後に、全体スライドによるスライドを請求することができる。

(2) 全体スライドに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライドに基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 請負金額の変更手続き

(1) スライド協議の請求（*様式1-1、*様式1-2）

ア 発注者又は受注者は、*様式1-1又は*様式1-2により、スライド協議の請求を行う。

イ *様式1-1には、工事担当課の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる資料を添付すること。

(2) スライド協議開始日等の通知（*様式2）

ア 発注者は、対象となる工事が条件を満たすことを確認した上で、受注者の意見を聴いてスライド協議開始日を定め、*様式2により、受注者に通知する。

イ この通知は、請求日から7日以内に行う。

(3) スライド協議の開始（*様式3-1、*様式3-2）

ア 発注者は、確定した残工事量に基づき、変動前残工事及び変動後残工事に係る内訳書を作成し、「4 請負代金額の変更」（2）（3）で示す算定式により、スライド額を算出する。

イ 算出したスライド額を、*様式3-1（スライド調書及び請負代金額計算書を添付）により、受注者に通知する。

(4) スライド額の確定（*別添承諾書）

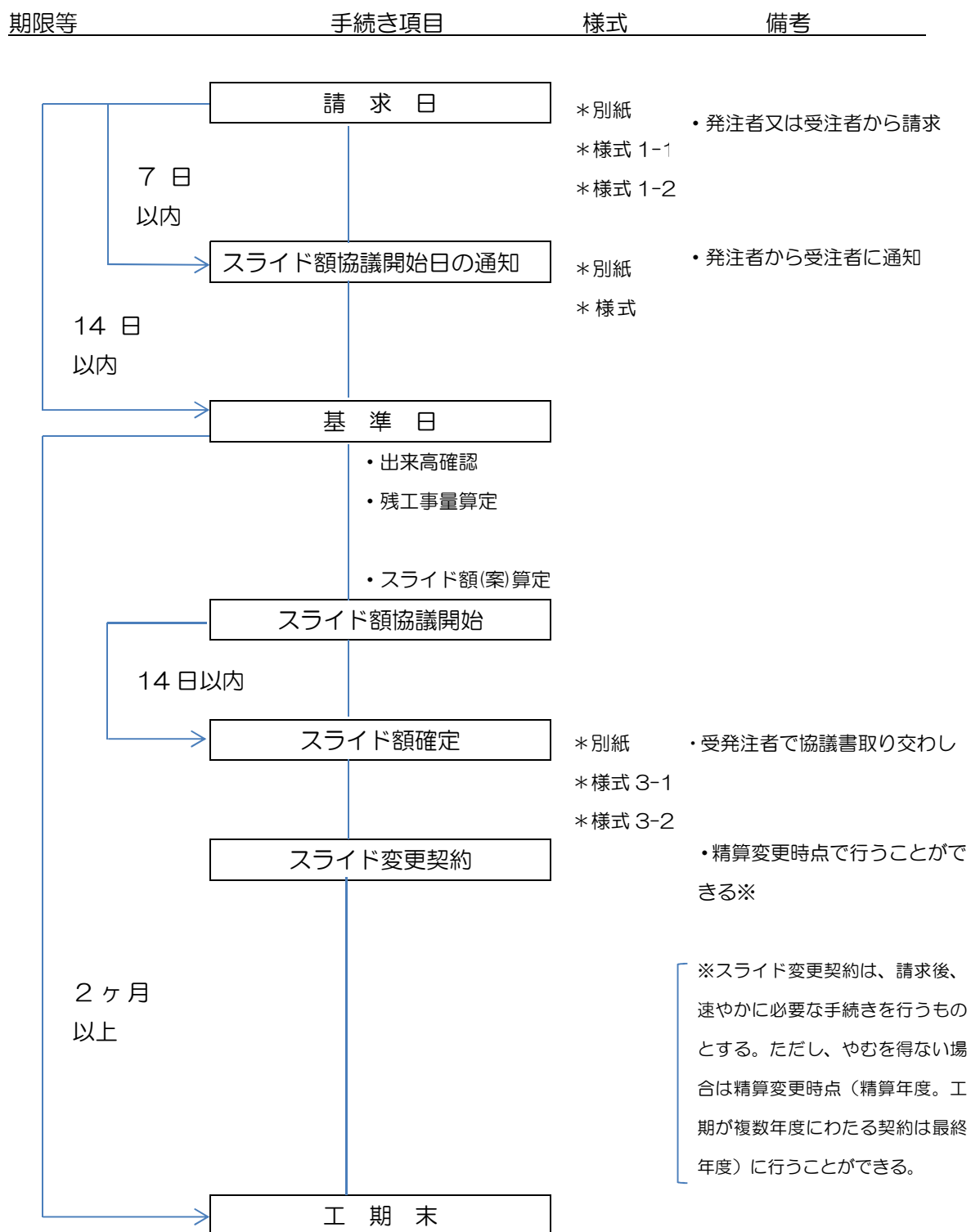
ア 受注者から、*別添承諾書により、スライド額についての承諾を得ることにより、確定

する。

イ スライド協議開始日から14日以内に、書面による承諾が得られない場合は、発注者が通知したスライド額で確定する。

第Ⅰ章全体スライド、第Ⅲ章インフレスライドにおいて、「*様式〇—〇」の「*」記号は「全体・イフル」のことを指すものである。

工事請負契約書第 24 条第 1 項（全体・ｲﾝﾌﾙｱｲﾄﾞ）に伴う実施フロー



第Ⅱ章 単品スライド

単品スライド対象工事

1. 適用日

本運用基準（案）の適用日とする。

2. 対象工事

適用日において継続中の工事および適用日以降の新規契約工事

3. 対象となる工事資材

「鋼材類」および「燃料油」に分類される各材料

「鋼材類」：H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料が対象。ただし鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品は対象としない。（しかし、設計図面に配筋図等が明記されているなどその必要数量が明らかになっており、かつ購入価格、購入先および搬入時期が証明されることにより変動額の妥当性が客観的に評価できれば大勝となる。）

なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は対象としない。

「燃料油」：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油が対象。

4. 岸和田市の負担

資材ごとの実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算（経費の変更は行わない）した場合に、対象工事費の1%を超える額。ただし、部分払いを行った出来高部分や部分引渡しを行った部分については単品スライドを適用できない。

5. 請求手続き

（1）請求時期

工期末の2ヶ月前までに請求を行うこと。

（2）証明書類の提出（必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量および単価）、購入先、搬入時期、購入時期を証明する書類を提出すること。

6. スライド額の計算で用いる単価

(1) 価格変動前の単価は鋼材類、燃料油とも設計時点における単価

(2) 価格変動後の単価

鋼材類：対象材料が現場に搬入された月に基づく実勢価格

燃料費：対象材料を購入した月に基づく実勢価格

(注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額のほうが、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用いる。

7. スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

8. スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記の単価と数量を用いて再積算（経費の変更は行わない）した請負金額と、スライド前の請負金額の差額から、スライド前の請負金額の1%相当額を減じます。

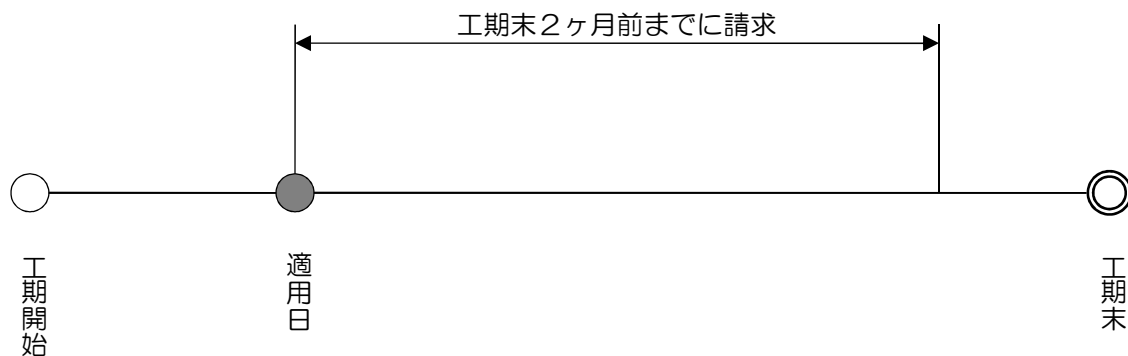
9. その他

単品スライドを運用するに当たり、上記記載事項によるもののほか、平成20年7月16日付国土交通省発行の「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」の内容を一部修正のうえ運用する。

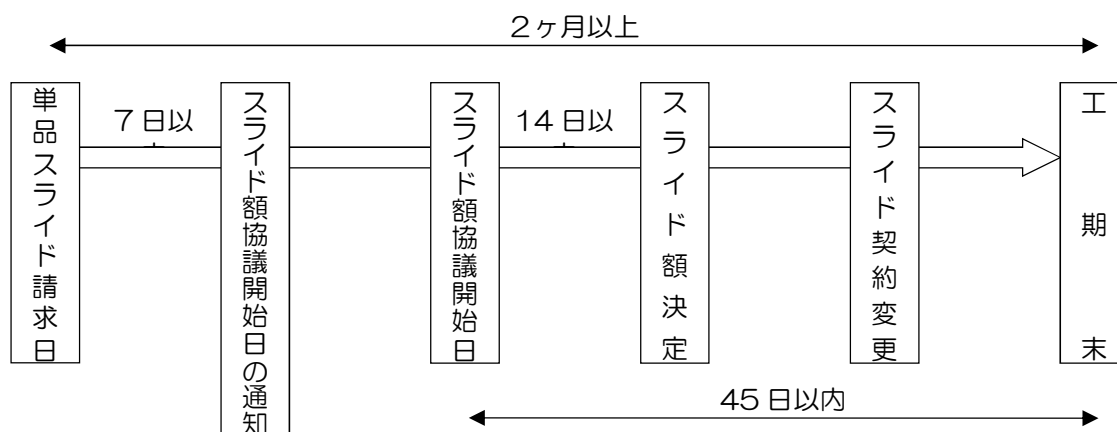
1	第4章 4-1	請求時期	適用日等の変更	国マニュアル P29
2	4-2	協議の手続き	名称変更	国マニュアル P29～30
3	4-3	既済部分検査	適用日の変更その他	国マニュアル P30
4	4-4	部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い	適用日の変更その他	国マニュアル P30
5	(参考資料)	単品スライドに伴う実施70-及び様式	別に定める	国マニュアル P31～45

単品スライドに伴う実施フロー

1 請求時期



2 手続きフロー



- スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、スライド分を除く精算変更をすることが望ましい。その後、協議のうえでスライド額を確定し、契約により最終請負金額を確定させる。
- しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や岸和田市とも十分調整のうえ実施すること。

第三章 インフレスライド

1 インフレスライド対象工事

次のすべての条件に該当する工事とする。

- (1) 残工期が基準日から2月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。（賃金水準、物価水準の変動後単価の基準となる日）
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、Z：市設計金額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

S減：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相當する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、Z：市設計金額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛りの変更については考慮するものではない。
- (5) スライド協議の請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表等に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (7) その他、各工事における出来形数量の確認方法については、必要に応じて、平成26年1月国土交通省の「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に基づき、受発注者間で協議すること。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

(1) 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

(2) 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

ただし、追加工事等の現場増額分については、適時に契約変更を行うこと。

8 全体スライド及び単品スライドの併用

(1) 全体スライドに基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライドによるスライドを請求することができる。

(2) インフレスライドに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、単品スライドに基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 請負金額の変更手続き

(1) スライド協議の請求（*様式1-1、*様式1-2）

ア 発注者又は受注者は、*様式1-1又は*様式1-2により、スライド協議の請求を行う。

イ *様式1-1には、工事担当課の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる資料を添付すること。

(2) スライド協議開始日等の通知（*様式2）

ア 発注者は、対象となる工事が条件を満たすことを確認した上で、受注者の意見を聴いてスライド協議開始日を定め、*様式2により、受注者に通知する。

イ この通知は、請求日から7日以内に行う。

(3) スライド協議の開始（*様式3-1、*様式3-2）

ア 発注者は、確定した残工事量に基づき、変動前残工事及び変動後残工事に係る内訳書を作成し、「4 請負代金額の変更」（2）（3）で示す算定式により、スライド額を算出す

る。

イ 算出したスライド額を、*様式3-1（スライド調書及び請負代金額計算書を添付）により、受注者に通知する。

（4）スライド額の確定（*別添承諾書）

ア 受注者から、*別添承諾書により、スライド額についての承諾を得ることにより、確定する。

イ スライド協議開始日から14日以内に、書面による承諾が得られない場合は、発注者が通知したスライド額で確定する。

附則

1 この運用基準は、平成30年4月1日から施行し、適用する。

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

岸和田市

受注者所在地

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第24条第1項に基づく請負代金額の変更について（請求）

平成 年 月 日付けで契約締結した下記工事について、賃金等の変動により、工事請負契約書第24条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

なお、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成26年1月30日付け国土入企第28号国土交通省土地・建設産業局長通知）の趣旨を承知したうえで、これにのっとり、当社と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切に対応します。

記

1. 工 事 名 工事
2. 請負代金額 ￥
3. 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 希望基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
5. 変更請求概算額 ￥
6. 概算残工事請負代金額 ￥
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額
7. 根拠資料 別添のとおり

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(全体・ｲﾝﾌﾙ様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

岸和田市

工事請負契約書第24条第1項に基づく協議の開始の日について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、工事請負契約書第24条第1項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

なお、スライド協議における基準日は、協議を踏まえ、平成〇〇年〇〇月〇〇日といたします。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
2. スライド額協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(全体・ｲﾝﾌﾙ様式3-1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

岸和田市

工事請負契約書第24条第1項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第24条第1項に基づく請負代金額の変更について、下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書に記名押印のうえ返送願います。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド変更金額	(増) ¥ _____
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額	¥ _____
基準日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

(全体・付別添)

承諾書

工事名

〇〇工事

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議開始のありました上記工事の工事請負契約書第24条第1項によるスライド協議変更額については、下記のとおり異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額	(増) ￥	_____
うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額	￥	_____
基準日		平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者所在地
商号又は名称
代表者氏名

岸和田市

様

(全体・ｲﾝﾌﾙ様式3-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

岸和田市

工事請負契約書第24条第1項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった工事請負契約書第24条第1項に基づく請負代金額の変更について、下記のとおり協議します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が対象工事費の 1.5% (1.0%) を超えないため

*1

*1：全体スライド：1.5%、インフレスライド：1.0%

スライド調書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 書 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円 (税抜き)
残 工 事 額 (P 1)	円 (税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P 2)	円 (税抜き)

※増額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P2 - P1) - P1 \times 15/1000 (1/100) \\ &= (\quad - \quad) - \quad \times 15/1000 (1/100) \\ &= \quad - \quad \\ &= \quad \end{aligned}$$

(但し、P1 < P2)

P1： 請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2： 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相當する額

*全体スライド：15/1000、インフレスライド：1/100

スライド額

$$\begin{aligned} (\text{税込み}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \quad \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P1	P2

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P2 - P1) + P1 \times 15/1000 (1/100) \\ &= (\quad - \quad) + \quad \times 15/1000 (1/100) \\ &= \quad + \\ &= \end{aligned}$$

(但し、P1>P2)

P1： 請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

P2： 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相當する額

*全体スライド：15/1000、インフレスライド：1/100

スライド額

$$\begin{aligned} (\text{税込み}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\ &= \end{aligned}$$

平成 年 月 日

岸和田市長

請負者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事請負契約書第24条第1項に基づく請負金額の変更請求について

標記について、平成 年 月 日付けで契約締結した下記工事について、契約当初に比べ工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、工事請負契約書第24条第1項に基づき請負金額の変更を請求します。

記

- 1 工事名 _____
- 2 請負金額 金 _____ 円
- 3 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 請求する主要材料名 「請求する工事材料を具体的に記載すること」
「鋼材類」

「燃料油」

- 5 変更請求概算額 「鋼材類」 _____ 円
「燃料油」 _____ 円

(注意) 請求の際には、請負金額変更請求額概算計算書(様式1-1)を作成し、提出して下さい。

なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はありません。

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所								
運搬車両				運賃												
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載量 (t)	基本運賃	×	特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬季増	+	地区割増 ・その他	=	合計

重建設機械分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

建設機械名・規格				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所								
運搬車両				運賃												
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載量 (t)	基本運賃	×	特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬季増	+	地区割増 ・その他	=	合計

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

仮設材				機械搬入所在地		現場所在地		機械搬出場所							
運搬車両				運賃											
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載量 (t)		数量 (t)	×	基本運賃 (t)	×	深夜早朝	+	冬季増	+	その他	=	合計